

防音工事助成について

「沿道地区計画」の区域内に建っている住宅を、道路の騒音が入りにくい構造（「防音構造」といいます。）に改良するとき又は建て替えるときに、その工事費用の一部を道路管理者が助成するものです。

〔道路管理者の窓口〕 川越街道：東京国道事務所環境整備課 環状7号線：東京都建設局管理課

助成を受けられる建物は？

- ・板橋区が定めた「東京都板橋区沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（防音構造に関する制限）」の適用区域内に建っている住宅で、この条例が施行された日以前からあるもの
- ・道路交通騒音の大きさが、夜間 65 デシベル以上、または昼間 70 デシベル以上ある居室を有するもの（騒音値は道路管理者が調査いたします。）

助成を受けられない建物は？

- ・新築する建物（建替え工事を除く。）
- ・すでに防音工事助成を受けた建物
- ・すでに防音構造化されている建物

※建替え工事については、既存住宅の所有者兼居住者の方が、解体・建築後も引き続き新しい建物を所有し、かつ居住される場合のみ対象となります。

助成を受けられる工事は？

建築物の構造に関する防音上必要な制限に適合していない住宅を、その内容に合うように改良する工事が対象です。

例)

- ・遮音上有効な換気扇の設置
- ・防音サッシに改良
- ・エアコンの設置
- ・防音ドアに改良
- ・壁の改良（内部に遮音材をいれる。）

※ただし、エアコン及び換気扇のみの工事は対象となりません。

助成を受けられる部屋は？

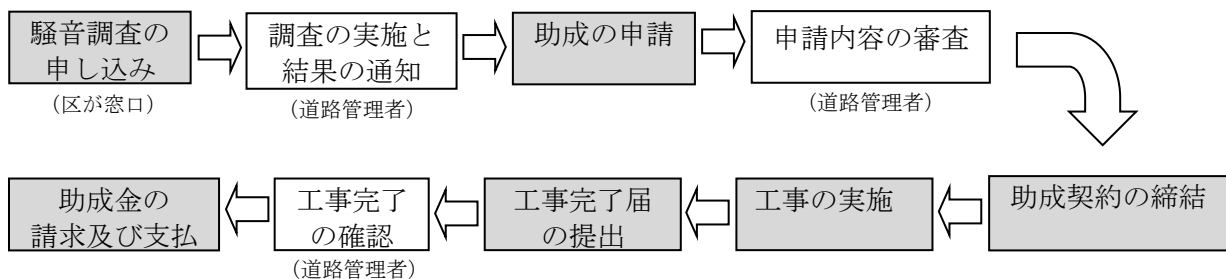
居間、応接間、寝室、書斎、子供室、食堂など、人のいる部屋が対象です。

助成を受けられる金額は？

助成を受けられる金額は、**道路管理者が審査した額の4分の3**です。

※その他に、住んでいる人数により、助成を受けられる部屋数や限度額が決められています。

助成の手順は？



※騒音調査に関しましては、道路管理者が一括して行っているため、時間がかかりますのでご注意ください。

※この制度は道路管理者が沿道にお住まいのみなさんと契約を結び実施するものなので、業者の選定、工事内容、費用についてはご自身で必ず確認して下さい。

※防音工事助成に関しては、上記以外にも詳細な条件がありますので、詳しい資料・申し込み用紙は、板橋区役所・道路管理者の窓口で配布しております。

【お問い合わせ】 板橋区 都市整備部 都市計画課 交通企画都市基盤係 Tel 03-3579-2548